

# 鳥取県産材利用推進指針

平成27年3月改定

## 1 策定の趣旨

- 平成25年5月26日に開催された第64回全国植樹祭を機に、緑化を通じ環境保全のために自ら行動する「とっとりグリーンウェイブ」（鳥取県の緑の豊かさ、環境の良さを全国にアピールし、自ら行動する県民運動として取り組んでいるもの）や、県民の森林に対する意識・認識が広まりつつあります。
- とっとりグリーンウェイブの更なる展開と林業・木材産業の成長産業化に向けた基盤強化、県産材の利用拡大、森林の公益的機能と林業経営が両立する森林経営を確立するための施策を講じていくために、「とっとり森と緑の産業ビジョン～とっとりグリーンウェイブの進展と林業・木材産業の成長産業化に向けて～」を、平成26年5月に策定しました。
- そこで、「とっとり森と緑の産業ビジョン」を踏まえ、鳥取県産材の利用を進めるための県としての基本的な考え方や取組の方向を明らかにするために策定していた「鳥取県産材利用推進指針」（平成20年8月作成、平成23年9月改定）を、このたび県庁みずからが取り組む内容に改定しました。
- 県ではこの指針を、平成22年10月1日に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び国の基本方針（同年10月8日）に基づく、県の方針として位置づけています。

## 2 鳥取県産材を利用する意義

鳥取県産材の利用には、主に次の3点で意義が期待されます。

### ①環境にやさしい行動です。

- 木材を製材する際に消費するエネルギー量は、鉄の40分の1、アルミニウムの70分の1と格段に少ない消費量です。
- 木材の生産地から消費地までの距離が短いほど、輸送過程で排出される二酸化炭素の排出量が少なくなります。県内で鳥取県産材を使えば、二酸化炭素の削減につながり、地球温暖化防止にも貢献できることとなります。

### ②地域の森林が守られます。

- 鳥取県産材を使うことにより、「植える」→「育てる」→「収穫する」→「使う」→「植える」という森林資源の循環利用が可能となります。この結果、間伐などの森林整備が進み、地域の森林を守ることにつながるのです。

### ③地域産業の活性化に貢献します。

- 鳥取県産材を使うことは、地場の林業や木材産業、住宅関連産業等の地域産業の活性化にも大きく貢献することにもなります。

### 3 鳥取県産材の利用に向けた取組

鳥取県産材の利用を推進するために、県では次の取組を行います。

#### (1) 公共建築物及び公共工事への利用を推進します

県が整備する公共建築物は、原則、鳥取県産材を使用した木造化とするとともに、公共土木工事では鳥取県産材を使用した木材利用を進めます。

##### ①県が行う公共建築物の整備における木材利用の推進

○県が整備する公共建築物は、原則として「木造化」とします。ただし、法的規制（例：防火地域）や用途（例：研究施設）等によっては、工法やコスト面から木造化は困難と判断する場合があります。なお、実施に当たっては、「公共建築のための鳥取県産材活用推進プログラム」によってすすめます。

##### <公共建築のための鳥取県産材活用推進プログラム>

- 施設整備において使用する木材は原則として全て県産材とします。
- 建物は主要構造部を木造とすることを基本とします。
- 建物の内外装材、家具等に積極的に県産材を使用し、県産材の特性や魅力を発信します。

○県が整備する公共建築物は木造化できない場合にあっても、床や壁など原則として「内装等の木質化」に努めます。

##### ②県が行う公共土木工事における木材利用の推進

○県が発注する建設工事のうち、転落防止柵や枠工などは木材利用を進めるとともに、原則鳥取県産材を使います。なお、実施に当たっては「県産木材率先活用行動プログラム」などによってすすめます。

##### <県産木材率先活用行動プログラム>

- 施設の機能と木材の特性に配慮した県産材、木材工法の率先活用の推進
  - ・転落防止柵等への積極活用
  - ・河川の特性に応じた木製在来工法による川づくり
  - ・治山・砂防での創意工夫による間伐材の積極的な活用
- 各年度の活用計画の作成と情報提供及び県産材使用実績の検証
  - ※農林水産部においても、「県産木材率先活用行動プログラム」に準じた県産材使用指針を策定

##### ③市町村等が行う公共建築物の整備及び公共土木工事における木材利用の推進

○市町村における鳥取県産材利用の取り組みを推進するため、市町村施設の建設や公共土木工事に当たっては鳥取県産材の利用の協力を求めるとともに、鳥取県産材の利用に対して必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行います。また、県が市町村や企業へ補助金を交付する場合は、鳥取県産材の利用の協力を求めます。

○市町村や国の地方機関と相互に連携して、鳥取県産材の利用を積極的にすすめていきます。

#### ④公共建築物の整備に向けた木材の供給体制の確立

- 公共建築物の建築に用いる鳥取県産材の円滑な供給を図るため、「木材乾燥機の導入」や「乾燥JAS工場の認定取得」への支援等により、品質の確かな乾燥材等の安定供給をすすめます。

### (2) 民間施設への利用を推進します

- 戸建て住宅の木造化を推進するために、鳥取県産材を使った新築又は改修に対して支援を行います。
- 環境に優しい木材を積極的に利用するため、省CO2、省エネ等環境負荷の低減に配慮した住宅づくりを推進する「建築環境総合性能評価システム（通称CASBEE）」の普及を図るとともに、本県の気候・風土等にマッチした『鳥取県型環境配慮住宅（鳥取エコハウス）』の取り組みを推進します。
- 住宅以外の民間の建築物（老人ホームや病院など）の木造化を積極的に推進するとともに、鳥取県産材の利用に対して支援を行います。
- 消費者のライフスタイルが多様化する中で、鳥取県産材を使った新たな家具等の開発、鳥取県産材を使った製品の品質向上や新たな用途に対する開発を支援するとともに、県林業試験場において森林・林業・木材産業分野の研究・技術等の拠点として情報発信や技術相談をサポートします。
- 県民の皆さんに鳥取県産材を使った建築物を紹介するとともに、関係団体と一緒に鳥取県産材の良さを積極的に紹介していきます。また、全国的規模のイベントを契機に、木製品等の良さを実感していただき、家庭、企業での木製品使用につなげていきます。